

○近江八幡市公共工事前金払取扱要綱

平成23年8月26日

告示第180号

改正 平成27年3月16日告示第32号

平成28年6月30日告示第148号

平成29年4月26日告示第104号

平成30年4月23日告示第114号

平成31年4月20日告示第135号

令和元年7月8日告示第59号

令和2年11月17日告示第298号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）及び近江八幡市建設工事執行規則（平成22年近江八幡市規則第155号）の規定による公共工事前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象工事及び委託は、法第2条1項に規定するもののうち、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する工事（以下「建設工事」という。）並びに建設工事に関する設計、調査及び測量の業務委託（以下「設計等」という。）とする。

(前払金の割合等)

第3条 請負代金額に対する前払金の割合は、建設工事については4割を超えない範囲とし、設計等については3割を超えない範囲とする。

(前金払の制限)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、前金払を行わないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

(1) 請負代金額が200万円未満の建設工事及び100万円未満の設計等

(2) 材料を支給する建設工事で、請負代金額に支給材の価格を加えて得た額の4割以上の額に相当する材料を支給するもの

2 前項に定めるもののほか、市長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認める場合は、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(令2告示298・旧第5条繰上)

(前金払の対象及び割合等の明示)

第5条 前金払の対象とする建設工事及び設計等並びに前払金の割合等については、入札条件又は見積条件としてあらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(令2告示298・旧第6条繰上)

(前払金の請求手続)

第6条 受注者が、前払金の請求を行おうとするときは、契約締結後、速やかに保証事業会社と保証契約を締結し、その保証書を市長に提出した後に、行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、建設工事及び設計等の着手時期を別に指定する場合又はその他市長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができるものとする。

3 市長は、前払金の請求を受けたときは遅滞なくこれを支払うものとする。

(令2告示298・旧第7条繰上)

(前払金の変更)

第7条 市長は、前払金を支払った後、契約内容の変更により請負代金額に10分の3以上の増額が生じたときは、変更後の前払金の額に相当する額から既に支払った前払金額を減じて得た金額以内の前払金の額を追加して支払うことができる。この場合において、前金払の申請及び支払い方法は、前条の規定に準ずるものとする。

2 前金払を受けた受注者は、契約内容の変更により請負代金額に10分の3以上の減額があった場合において、既に支払いを受けた前払金の額が変更後の請負代金額に対し次に掲げる額を超えたときは、その超過した額を返還しなければならない。

(1) 建設工事 10分の4

(2) 設計等 10分の3

- 3 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市長と前金払を受けた受注者とが協議して返還すべき額を定める。ただし、請負代金額の契約変更の日から起算し、14日以内に協議が整わない場合には、市長が定め、前金払を受けた受注者に通知する。
- 4 第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から市長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、前金払を受けた受注者が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。第11条第2項において同じ。）を遅延利息として徴収することができる。

（令2告示298・旧第8条繰上・一部改正）

（保証契約の変更）

第8条 前金払を受けた受注者は、前条の規定により前払金を返還する場合において保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を市長に提出しなければならない。

（令2告示298・旧第9条繰上）

（前払金を支払った場合の部分払の限度額）

第9条 前払金を行った建設工事及び設計等について部分払をするときは、次に掲げる計算式により計算して得た額を支払うものとする。

部分払金額＝既済部分の代価×9／10－前払金額×既済部分の代価／請負代金額

（令2告示298・旧第10条繰上）

（前払金の使途制限）

第10条 前払金は、建設工事及び設計等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事及び設計等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料以外の支払に充当することはできない。ただし、平成28年4月1日から令和2年3月31日

までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和2年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(平28告示148・平29告示104・平30告示114・平31告示135・令元告示59・一部改正、令2告示298・旧第11条繰上)

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第11条 前金払を受けた受注者が保証事業会社との間の保証契約が解除されたため前払金を返還させる場合において、当該建設工事及び設計等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を減じて得た額を返還させるものとする。

2 前項の規定により前払金を返還させる場合において、前金払を受けた受注者が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条に定める率を乗じて得た額を遅延利息として徴収することができる。

(令2告示298・旧第12条繰上)

(債務負担行為を伴う工事及び委託の特例)

第12条 債務負担行為を伴う建設工事又は設計等において、市長が必要と認めるときは、第3条中「請負代金額」とあるのは「請負代金額の支払年度区分額」と読み替えるものとし、各会計年度において前払金を支払うことができるものとする。

(令2告示298・旧第13条繰上)

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

付 則 (平成27年告示第32号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに行われたこの要綱の対象となる建設工事に係る

入札指名通知又は公告については、なお従前の例による。

付 則（平成 28 年告示第 148 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（平成 29 年告示第 104 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 30 年告示第 114 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 31 年告示第 135 号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（令和元年告示第 59 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和 2 年告示第 298 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに行われた入札指名通知又は公告に基づくこの要綱の対象となる建設工事に係る前金払については、なお従前の例による。